

各務原市長の資産等の公開に係る報告書の閲覧に関する事務取扱要綱

(平成8年3月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市長の資産等の公開に関する規則（平成7年規則第23号。以下「規則」という。）第11条第6項の規定により、市長の資産等の公開に係る報告書（以下「資産公開報告書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧窓口の設置)

第2条 資産公開報告書の閲覧に関する事務を行うため、企画総務部総務課に閲覧窓口を設置する。

(閲覧窓口で行う事務)

第3条 閲覧窓口で行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の資産等の公開についての情報提供、案内及び相談に関すること。
- (2) 資産公開報告書の閲覧請求の処理及び閲覧の実施に関すること。

(閲覧の実施方法)

第4条 閲覧の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 資産公開報告書の閲覧請求は、請求者が住所、氏名等の必要事項を資産公開報告書閲覧請求台帳（別記様式）に記載することにより行う。
- (2) 閲覧場所は、閲覧窓口とし、他の場所での閲覧は、できない。
- (3) 閲覧時間は、執務時間中とする。

(写しの交付に係る費用負担)

第5条 資産公開報告書の写しの交付を請求した者は、当該写しの作成に要する複写料の実費を負担しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

資産公開報告書閲覧請求台帳 年 月 日	
請求者	住 所
	氏 名
閲覧書類	年 <input type="checkbox"/> 資産等（補充）報告書 <input type="checkbox"/> 所得等報告書 <input type="checkbox"/> 関連会社等報告書
写しの請求	<input type="checkbox"/> 有 10円 × 枚 = 円 <input type="checkbox"/> 無
備 考	